

事務連絡

平成17年3月8日

日本赤十字社血液事業本部 御中

厚生労働省医薬食品局血液対策課

日本における変異型クロイツフェルト・ヤコブ病第一症例が確認されたことを受けた献血の受入れに係る対応について

日頃より血液事業の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、国内において変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（vCJD）の発生が確認されたことを受け、採血時の問診については、「採血時の欧州渡航歴に関する問診の強化について」（平成17年2月7日付け薬食発第0207006号貴社血液事業本部長あて医薬食品局長通知）により、暫定的な措置として、1980年以降通算1ヶ月以上の英国滞在歴を有する者からの採血を見合わせるよう対応をお願いしているところです。

今般、今回確認されたvCJD患者の欧州滞在歴等に関する調査結果が明らかになったことから、薬事・食品衛生審議会血液事業部会運営委員会において、今後の献血の受入れに係る対応について検討を行ったところ、上記の措置を変更し、当分の間の暫定措置として、採血制限の対象国等を別表のとおりとすることとされました。ついては、血液製剤の安定供給を確保する観点から、今回の当面の措置が血液製剤の供給量に及ぼす影響を把握する必要がありますので、今回の措置の対象者に係る実態調査を速やかに実施していただくようお願いいたします。

また、本措置については、今後さらに同部会安全技術調査会において専門家による検討を行った上で実施する予定です。貴社におかれては、本措置の実施体制の整備を速やかに進めていただき、安全技術調査会の検討後、円滑に施行できるよう準備方よろしくようお願いいたします。

(別表)

		滞在国	通算滞在歴	滞在期間
A	①	英国、フランス	1日以上 (1996年まで) 6ヶ月以上 (1997年から)	1980年～ 2004年
	②	アイルランド、イタリア、オランダ、スペイン、 ドイツ、ベルギー、ポルトガル	6ヶ月以上	
	③	スイス	6ヶ月以上	1980年～
B	①	オーストリア、ギリシャ、スウェーデン、デンマ ーク、フィンランド、ルクセンブルグ	5年以上	1980年～ 2004年
	②	アイスランド、アルバニア、アンドラ、クロアチ ア、サンマリノ、スロバキア、スロベニア、セル ビア・モンテネグロ、チェコ、バチカン、ハンガ リー、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘル ツェゴビナ、マケドニア、マルタ、モナコ、ノル ウェー、リヒテンシュタイン、ルーマニア	5年以上	1980年～

注) Bに掲げる国の滞在歴を計算する際には、Aに掲げる国の滞在歴を加算するものとする。